

松戸市が特定建築物定期調査報告に付加した調査項目、方法及び結果の判定基準

	調査項目		調査方法	判定基準
建築物の内部	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	防煙壁（松戸市建築基準法施行細則第14条第1項第2号アに掲げる排煙設備に係るものを除く。）	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		非常用の照明装置（松戸市建築基準法施行細則第14条第1項第2号イに掲げるものを除く。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

松戸市建築基準法施行細則

第14条第1項第2号ア・・・法第35条又は法第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）

イ・・・法第35条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）